別添

平成２１年（排）第６号

排　除　命　令　書

千葉市美浜区中瀬二丁目６番
株式会社ＱＶＣジャパン
同代表者　代表取締役　佐々木　迅

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ＱＶＣジャパン（以下主文において「ＱＶＣジャパン」という。）は，一般消費者に販売した「もてなしサーバーセット」と称する大型スプーン及び大型フォークを２本ずつ詰め合わせた商品（以下主文において「もてなしサーバーセット」という。）並びに「会津塗スプーン５本セット」と称するスプーンを５本詰め合わせた商品（以下主文において「会津塗スプーン５本セット」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) もてなしサーバーセットについて，平成１５年１１月ころから平成２０年４月ころまでの間同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて行った，あたかも，当該商品の素材は木を加工したものであり，漆のみで塗装を行ったものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

(2) 会津塗スプーン５本セットについて，平成１５年１１月ころから平成２０年４月ころまでの間同社がイン

ターネット上に開設したウェブサイトにおいて行った，あたかも，当該商品の素材は木であり，漆のみで塗装を行ったものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨

２　ＱＶＣジャパンは，今後，もてなしサーバーセット若しくは会津塗スプーン５本セット又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　ＱＶＣジャパンは，今後，もてなしサーバーセット若しくは会津塗スプーン５本セット又はこれらと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

４　ＱＶＣジャパンは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１　株式会社ＱＶＣジャパン（以下「ＱＶＣジャパン」という。）は，肩書地に本店を置き，日用雑貨品の通信販売業を営む事業者である。

２　ＱＶＣジャパンは，平成１４年３月ころから平成２０年４月ころまでの間，「もてなしサーバーセット」と称する大型スプーン及び大型フォークを２本ずつ詰め合わせた商品（以下「もてなしサーバーセット」という。）を，また，平成１５年８月ころから平成２０年４月ころまでの間，「会津塗スプーン５本セット」と称するスプーンを５本詰め合わせた商品（以下「会津塗スプーン５本セット」という。）を卸売業者から仕入れ，有線テレビジョン放送，ＣＳデジタル放送等を通じて放送する放送番組及び同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，これらの商品の広告を行い，これらの広告を見た一般消費者から注文を

受け，これらの商品を販売していた。

3　ＱＶＣジャパンは，もてなしサーバーセットについて，平成１５年１１月ころから平成２０年４月ころまでの間，同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し１）において，「漆特有の風合いが食卓を華やかに」，「越前漆塗りのちょっと大きめスプーンとホークのセットです。」，「漆特有の風格と重厚感は、ふだんの食生活をほんの少しお洒落に彩るにも、大切なお客さまのおもてなしにも最適です。」，「漆塗りなのではげにくく、お手入れは簡単。」及び「材質：木製加工品　漆塗」と記載することにより,あたかも，当該商品の素材は木を加工したものであり，漆のみで塗装を行ったものであるかのように示す表示をしているが，実際には，当該商品の素地はＡＢＳ樹脂であって，また，漆とウレタン樹脂の塗料を混合したものを用いて塗装を行ったものであった。

4　ＱＶＣジャパンは，会津塗スプーン５本セットについて，平成１５年１１月ころから平成２０年４月ころまでの間，同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し２）において，「木製なので口当たりもソフト」，「木製ですので熱い物、冷たい物にも影響が少なく、口当たりがソフト。」及び「材質：木製加工品（漆塗）」と記載することにより，あたかも，当該商品の素材は木であり，漆のみで塗装を行ったものであるかのように示す表示をしているが，実際には，当該商品の素地はＡＢＳ樹脂であって，また，ウレタン樹脂の塗料を用いて塗装を行ったものであった。

5　ＱＶＣジャパンは，平成２０年４月ころ，もてなしサーバーセット及び会津塗りスプーン５本セットの販売を中止し，同年９月ころ，表示と実際が異なる事実及び商品代金を返還する旨を当該商品を購入した者に告知した。

法 令 の 適 用

前記事実によれば，ＱＶＣジャパンは，もてなしサーバーセット及び会津塗スプーン５本セットの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し,公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年１月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃

委　員　　神　　垣　　清　　水